

国立大学法人京都教育大学学長選考規程

平成16年 4月 5日 制定
令和 6年 3月19日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学学長（以下「学長」という。）の選考及び任期について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の機関)

第2条 学長の選考は、国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき
- 二 学長が辞任を申し出たとき
- 三 学長が欠員となったとき
- 四 学長が解任されたとき

2 学長の選考は、前項第一号の場合は、原則として任期満了の2月以前に、前項第二号から第四号までの場合は、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、別に定める基準により、行わなければならない。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長の選考は、次の各号に定めるところにより推薦された学長候補適任者について行うものとする。

- 一 学長選考・監察会議委員の推薦
- 二 次に掲げる者15人以上の連署による推薦
 - ア 国立大学法人京都教育大学教職員就業規則の適用を受け、所定労働時間が1週間について38時間45分の者（以下「常時勤務する者」という。）
 - イ 京都教育大学教職キャリア高度化センター特任教員に関する特例規程の適用を受ける者
 - ウ 京都教育大学連合教職実践研究科特任教員に関する特例規程の適用を受ける者

2 前項の推薦は、本人の同意を得たうえで推薦書及び履歴書を学長選考・監察会議に提出して行うものとする。

3 前項の推薦の手続き等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

第6条 削除

(学長候補適任者による所信表明等)

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者に対し、所信及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書（以下「所信等」という。）の提出を求めるものとする。

2 学長選考・監察会議は、前項の規定により提出のあった所信等の内容を公表するものとする。

(学長候補適任者からのヒアリング)

第7条の2 学長選考・監察会議は、学長候補適任者に対し、学長選考の基準等をふまえて聞き取り調査を実施するものとする。

(意向聴取)

第8条 学長選考・監察会議は、前条の規定による学長候補適任者について、意向聴取を実施するものとする。

2 前項の意向聴取は、次の各号に掲げる者の投票により行う。ただし、第一号、第三号及び第四号に掲げる者は、常時勤務する者とする。

一 学長及び理事

二 大学教員のうち常時勤務する者、京都教育大学教職キャリア高度化センター特任教員に関する特例規程の適用を受ける者及び京都教育大学連合教職実践研究科特任教員に関する特例規程の適用を受ける者

三 附属学校教員のうち別表に掲げる者

四 職員のうち事務局長、課長、グループリーダー、主査、技術専門員及び技術専門職員

3 前項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

(学長候補者の選考)

第9条 学長選考・監察会議は、第7条の規定による所信及び第7条の2の規定による聞き取り調査等をもとに、前条の意向聴取の結果を参考にしつつ、学長候補適任者のうちから学長候補者を選考する。

2 学長選考・監察会議は、前項により選考した学長候補者に対し、学長就任の意思確認を行うものとする。

3 学長選考・監察会議は、前項により学長候補者の意思を確認したときは、その旨を学長に報告するものとする。

4 学長選考・監察会議は、当該選考の結果、選考の理由及び過程を公表するものとする。

(再選考)

第10条 学長候補者が学長就任を辞退し、又は学長に就任することができなくなったときは、この規程に基づき、あらためて学長の選考を行う。

(学長の任期)

第11条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は一度限りとし、任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期が年度の末日でない場合は、その任期の終期の日の属する年度の末日とする。

(解釈等)

第12条 この規程の解釈について疑義があるときは、学長選考・監察会議が決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月15日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成25年1月29日から施行する。
- 2 この規程の施行日に、現に学長である者の任期は、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第9号）

この規程は、令和5年7月11日から施行し、令和5年7月10日から適用する。

附 則（令和5年規程第101号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

附属幼稚園	副園長	教務主任	研究主任	教育実習主任	
附属京都小中学校(初等部) (中・高等部)	副校長	主幹教諭	教務主任	研究主任	教育実習主任
	副校長	主幹教諭	教務主任	研究主任	教育実習主任
附属桃山小学校	副校長	主幹教諭	教務主任	研究主任	教育実習主任
附属桃山中学校	副校長	主幹教諭	教務主任	研究主任	教育実習主任
附属高等学校	副校長	主幹教諭	教務部長	研究部長	教育実習主任
附属特別支援学校	副校長	教務主任	高等部主事	中学部主事	小学部主事

ただし、兼務者がある場合又は同一職等に複数の者がある場合は学長選考・監察会議議長が指定する者とする。